

<本人通知制度についての確認事項>

1. 本人通知制度について

(1) 本制度は、自己の証明書が代理人や第三者に交付された場合、事前に登録をしている本人に対し、その交付の事実を通知する制度です。

自己の証明書とは…本制度に通知対象として登録した住民票の写し（除票を含む。）、住民票記載事項証明書、戸籍の謄抄本（除籍を含む。）、戸籍の附票（除附票を含む。）をいいます。

代理人とは…委任状を持参し証明書の交付請求を行う者をいいます。

第三者とは…自己の権利を行使し又は自己の義務を履行するために証明書を請求する必要がある個人、法人、八業士（弁護士等）をいいます。

※本制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする制度です。**証明書の交付を拒否したり、交付の可否を確認する制度ではありませんのでご注意ください！**

(2) 登録日の翌開庁日以降、代理人や第三者に証明書を交付した場合は、「住民票の写し等交付通知書」を郵送します。通知書には、証明書の交付年月日、証明書の種別、交付通数及び請求した者の区分（代理人請求、第三者請求：個人・法人・八業士）が記載されます。

※請求者の氏名や住所等の個人情報については記載されません。交付申請書の開示には、保有個人情報開示請求が必要です。

(3) 通知の対象とならない請求は次のとおりです。

- ア 登録者本人及び同一世帯員からの住民票の写しや住民票記載事項証明書の請求
- イ 登録者本人及び同一戸籍に記載のある人、その配偶者又は直系尊属卑属からの戸籍や附票の請求
- ウ 裁判や紛争手続きに関わる請求
- エ 国又は地方公共団体からの請求
- オ その他市長が特別な請求と認めた請求

2. 本人通知制度の変更、廃止について

(1) 登録後、登録内容（氏名や住所の変更がある場合等）に変更が生じた場合は変更の届出をしてください。届出がない場合は、登録を抹消する場合があります。

(2) 登録期間は無期限です。廃止の申請があるまで継続します。ただし、登録者が対象者の要件を欠くに至った場合（死亡した場合、海外に転出した場合等）、通知書を送達すべき場所が知れない場合又はその他市長が登録を廃止する必要があると認めたときは廃止となります。

3. その他

(1) 本制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする制度です。制度の趣旨をご理解いただき、制度の内容に同意のうえ、申請してください。

(2) 本制度の申し込み又は変更の届出において、登録した住所又は本籍及び筆頭者と合致する証明書が通知対象となります。